

熱海市運動部活動ガイドライン

熱海市教育委員会
平成30年11月

○ 運動部活動の意義と現状

1 運動部活動の定義

中学校における部活動は、学習指導要領において次のように定義され、教育課程外の活動であるものの、学校教育活動の一環として中学校教育において、大きな意義や役割を果たしている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする

中学校学習指導要領 第1章総則 第5の1のウ

2 運動部活動の意義と役割

熱海市教育委員会では、以下に挙げる「心・技・体」の育成ができる貴重な機会として捉えている。

- ・ 定期的にスポーツに親しむことで、体力の向上と健康の増進を図るものである。
- ・ 中学校生活を通して1つの競技を続けることで、その競技の深い楽しみを味わうことができる。また、技能獲得や記録を目指した活動を行うことによる自己肯定感の育成を図ることができる。
- ・ 縦割りの異年齢集団の中で自発的・自主的・自治的に活動することにより、責任感や連帯感を養うこと、チームづくりを通じたコミュニケーション能力を育成すること、フェアプレー精神やマナー・ルールを守る態度を育成することなど、授業や行事などでは得られない心の成長が期待できる。

3 熱海市の運動部活動の現状と課題

熱海市では、中学校体育連盟主催の総合体育大会（中体連）や熱海市スポーツ祭などを目標に切磋琢磨することで、体力増進や技術向上のみならず、生徒指導上でも大きな役割を果たしてきた。その価値は誰もが認めるところである。

しかし、平成30年3月にスポーツ庁から発表された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にあるように、発達段階に応じた休養の必要性、多くの時間を部活動にかけることによるデメリット（学習や地域活動、家族との触れ合いなど、他の活動時間が奪われること、発達段階を無視した過度の運動など）の解消、部活動顧問の多忙化解消の必要性が言われている。これは熱海市内の運動部活動でも例外ではない。

現在、各学校における中学生の運動部活動は「東豆中体連申し合わせ事項」が1つの基準となっているが、部ごとの活動に差異があることは否めない。

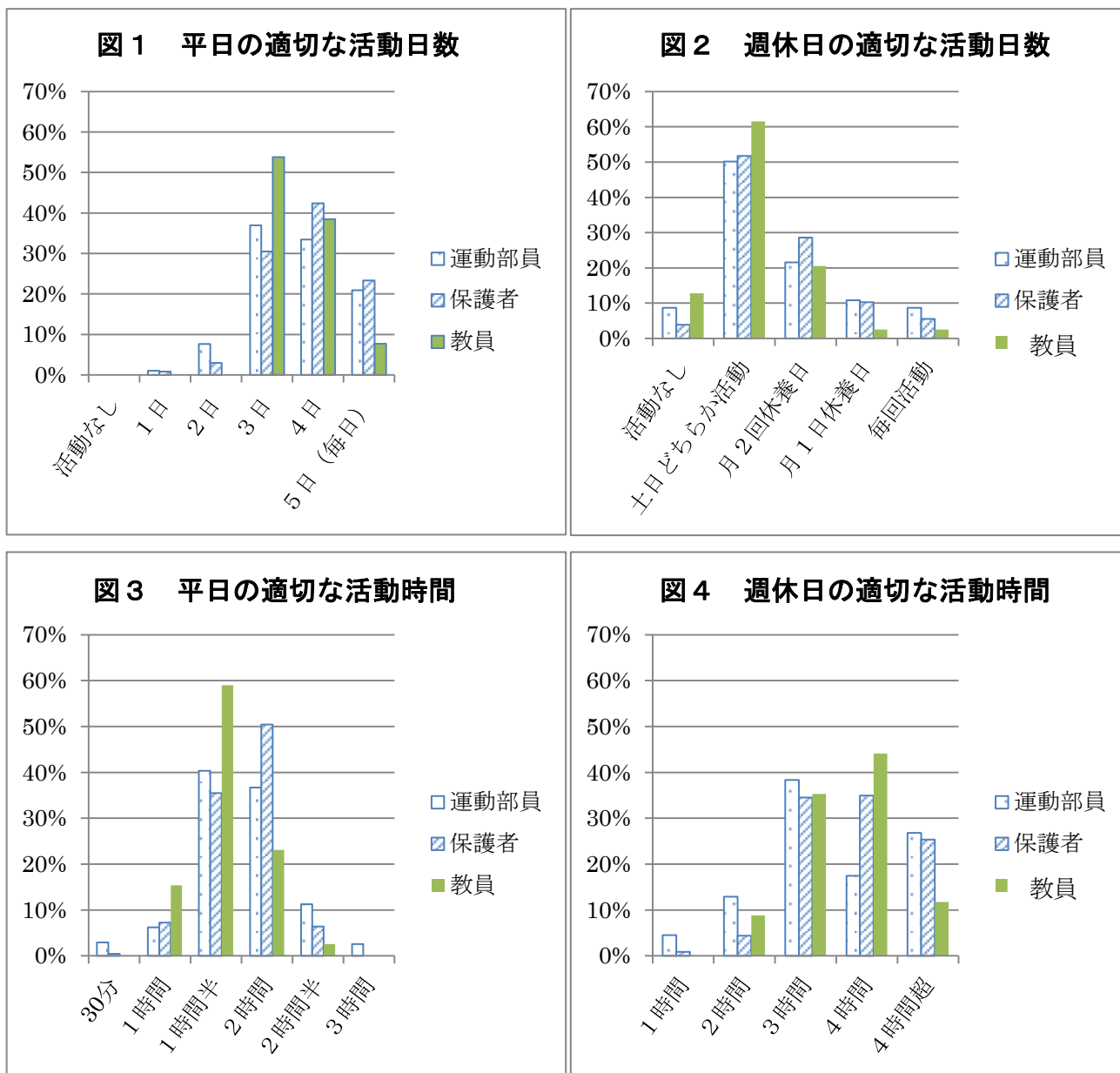
以上のような理由から、生徒も部活動顧問もバランスのとれた生活の中で、一層有意義な活動にするための指針として、運動部活動の意義や役割、休養日の設定や活動時間

の制限などをガイドラインとして示すこととする。

○ 熱海市の運動部活動の在り方

1 適切な運動部活動の実施

次に表すのは、「熱海市運動部活動アンケート」の集計結果である。運動部活動に所属する生徒、保護者、教員は次のように適切な活動日数や活動時間を考えている。



熱海市教育委員会は、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、静岡県教育委員会が示す「静岡県部活動ガイドライン」、前述の「熱海市の運動部活動の現状と課題」や「東豆中体連申し合わせ事項」、「熱海市運動部活動アンケート」を踏まえ、市内中学校に対して以下のように活動の基準や具体的対応等について示す。各学校の校長は「学校の運動部活動に係る活動方針」の作成及び、運動部顧問に対する指導・助言を行うようにする。

(1) 学期中について

- ・ 週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週休日（学校の休業日）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 3日以上の子休の場合、少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週休日（学校の休業日）は3時間程度とする。

(2) 長期休業中について

- ・ 平日のみ部活動を行う。また1日の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- ・ 長期休業中は、生徒がまとまった休養が取れるよう配慮する。

(3) 運用上の留意点

- ・ 活動の基準は日常の運動部活動の休養日や活動時間の目安を示したものである。
- ・ 活動日数や活動時間は、各学校で柔軟に対応できるものとする。その場合は、あらかじめ校長の了解の下、一定期間内に調整すること。
- ・ 練習試合や大会の場合、校長の許可の下、柔軟に対応すること。

2 適切な運動部活動運営

- (1) 熱海市教育委員会は、「熱海市運動部活動ガイドライン」を策定する。また、必要に応じて、見直しを図る。
- (2) 各中学校の校長は、「熱海市運動部活動ガイドライン」に則り、「学校の運動部に係る活動方針」を策定し、各校のホームページに掲載する。
- (3) 運動部活動顧問は、月別部活動実施計画(活動日時、大会日程、休養日など)を作成し、校長の承認を受け、前月中に生徒に配布する。
- (4) 運動部活動顧問は、月別部活動実施報告をし、校長はそれを確認する。

3 学校における部活動方針の明確化

部活動は、本来の意義や役割を果たすように、学校や顧問、生徒の共通理解の下、行うものであり、勝つことのみを目指すものではない。体力の向上、生涯スポーツへの道筋、心の成長を考えて、運動部活動顧問は、スポーツ科学の観点から、スポーツ障害や外傷のリスクを避け、合理的で効果的なトレーニングを目指し、適度な休養を設ける必要がある。

そこで各学校においては、本ガイドライン等を参考に校長の指導の下、学校の教育目標と照らし合わせ、運動部活動の基本方針を定め、生徒や保護者に示し、共通理解を図るものとする。

また、運動部活動を実質的に計画、運営する部活動顧問の下、よく共通理解を図りながら、共に部活動指導にあたる指導者を以下に定めるものとする。

(1) 外部指導員

外部指導員は、運動部活動の基本方針を理解し、部活動顧問とよく連携を取りながら、部員への指導を行ったり、練習試合や大会へコーチ登録して指導を行ったり

することができる者である。校長は、その任用にあたり、指導技術や人物をよく見極め、任用後も部活動顧問と指導方針の差異が出ないように、管理、指導するものとする。

(2) 部活動指導員

部活動指導員は、運動部活動の基本方針を理解し、部活動顧問とよく連携を取りながら、部活動顧問の不在時の単独での指導、校外での練習試合や大会への単独の引率を含め、部員への指導を行うことができる者である。教育委員会は、各中学校の要望を踏まえて配置することができる。校長は、任用後、部活動顧問と指導方針の差異が出ないように、管理、指導するものとする。

部活動指導員は、平成 32 年度に導入をしていく予定である。

外部指導員や部活動指導員の活用により、専門的な指導による競技力の向上、短時間で効果的な練習、怪我予防や応急措置等、生徒のよりよい活動が期待できる。また、専門でない競技を担当した顧問のもつ不安感の解消を図ることや教員の多忙化解消を図ることが期待される。